

## テーマ：改正医療法の概要

**Question** 2021年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が成立・公布されました。医療法はどのように改正されたのでしょうか。



**Answer** 今回の改正において、医療法では、医療提供体制改革を目指すべく医師の長時間勤務を制限する「医師の働き方改革」や、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて医療計画に新興感染症への対応を記載することが盛り込まれました。また、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める制度の創設等も含まれています。そのほか、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医療関係職種の業務や医師養成課程の見直し、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援等、広範な内容が取り上げられています。

**Question** 法が改正され、「医師の働き方改革」についてはどう対応するのでしょうか。



**Answer** これまでの日本の医療は医師の長時間労働により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進めば、ますます医師個人の負担が増加してしまいます。そこで、医師が健康に働き続けることのできる環境の整備を行い、医師本人と患者・国民に対して提供される医療の質と安全を確保することが、「医師の働き方改革」の目的です。この改革を推進するために、今般、「医師の時間外労働の上限規制と健康確保措置の整備」が医療法で規定されました（2024年4月1日に向け段階的に施行）。具体的には、▼勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成、▼地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設、▼当該医療機関における健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等が挙げられます。

**Question** 医師の業務を他の医療関係職種にシフトする話も聞きました。



**Answer** 医師の働き方改革に関連して、タスクシフト／タスクシェアの推進のため、各医療関係職種の業務範囲の拡大・明確化について、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法がそれぞれ改正されました（2021年10月1日施行）。具体的には、例えば、超音波専用の造影剤を使用して超音波検査を行う際、これまでは、医師もしくは看護師が造影剤を注入し、その後、医師もしくは臨床検査技師が超音波検査を実施、そして、医師もしくは看護師が抜針・止血をしておりましたが、法改正により、造影剤の注入から検査、抜針・止血に至るまでの行為を臨床検査技師のみで対応することが可能となります。

今回の法改正により、労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保するとともに、全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応することで、質や安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供することが整備されました。

無料

お困りのことやご不明な点などがございましたらお気軽にご相談ください！  
社会保険労務士と医業経営コンサルタントがアドバイスいたします（秘密厳守）。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30分まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒



勤務環境かいぜんサポートナビ